

塩釜地区消防事務組合手数料条例（抜粋）

別表第1(第2条関係)

(平17条例3・全改、平18条例2・平21条例7・平22条例4・平24条例3・平26条例2・平30条例1・令元条例4・一部改正)

項別	手数料を徴収する事務	区分	金額	
(一)	法第10条第1項ただし書きの規定に基づく指定数量以上の危険物を仮に貯蔵し、又は取り扱う場合の承認の申請に対する審査		5,400円	
(二)	1 法第11条第1項前段の規定に基づく製造所の設置の許可の申請に対する審査	(1) 製造所	指定数量の倍数が10以下のもの	39,000円
			指定数量の倍数が10を超え50以下のもの	52,000円
			指定数量の倍数が50を超え100以下のもの	66,000円
			指定数量の倍数が100を超え200以下のもの	77,000円
			指定数量の倍数が200を超えるもの	92,000円
	2 法第11条第1項前段の規定に基づく貯蔵所の設置の許可の申請に対する審査	(1) 屋内貯蔵所	指定数量の倍数が10以下のもの	20,000円
			指定数量の倍数が10を超え50以下のもの	26,000円
			指定数量の倍数が50を超え100以下のもの	39,000円
			指定数量の倍数が100を超え200以下のもの	52,000円
			指定数量の倍数が200を超えるもの	66,000円

	(2) 屋外タンク貯蔵所(特定屋外タンク貯蔵所、準特定屋外タンク貯蔵所及び岩盤タンクに係る屋外タンク貯蔵所を除く。)	指定数量の倍数が 100 以下のもの	20,000 円
		指定数量の倍数が 100 を超え 1 万以下のもの	26,000 円
		指定数量の倍数が 1 万を超えるもの	39,000 円
	(3) 準特定屋外タンク貯蔵所(岩盤タンクに係る屋外タンク貯蔵所を除く。)		570,000 円
	(4) 特定屋外タンク貯蔵所(浮き屋根を有する特定屋外貯蔵タンクのうち危険物の規制に関する規則(昭和 34 年総理府令第 55 号以下「規則」という。)第 20 条の 4 第 2 項第 3 号に定める構造を有しなければならない特定屋外貯蔵タンクに係る特定屋外タンク貯蔵所(以下「浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所」という。)、浮き蓋付きの特定屋外貯蔵タンクのうち規則第 22 条の 2 第 1 号ハに定める構造を有	危険物の貯蔵最大数量が千キロリットル以上 5 千キロリットル未満のもの	880,000 円
		危険物の貯蔵最大数量が 5 千キロリットル以上 1 万キロリットル未満のもの	1,070,000 円
		危険物の貯蔵最大数量が 1 万キロリットル以上 5 万キロリットル未満のもの	1,200,000 円
		危険物の貯蔵最大数量が 5 万キロリットル以上 10 万キロリットル未満のもの	1,520,000 円
		危険物の貯蔵最大数量が 10 万キロリットル以上 20 万キロリットル未満のもの	1,780,000 円
		危険物の貯蔵最大数量が 20 万キロリットル以上 30 万キロリットル未満のもの	4,070,000 円
危険物の貯蔵最大数量が 30 万キロリットル以上 40 万キロリットル未満のもの		5,340,000 円	
危険物の貯蔵最大数量が 40 万キロリットル以上のもの	6,490,000 円		

	<p>しなければなら ない特定屋外貯 蔵タンクに係る 特定屋外タンク 貯蔵所(以下「浮 き蓋付特定屋外 タンク貯蔵所」と いう。)及び岩盤 タンクに係る屋 外タンク貯蔵所 を除く。)</p>		
(5) 浮き屋根式 特定屋外タンク 貯蔵所及び浮き 蓋付特定屋外タ ンク貯蔵所	危険物の貯蔵最大数量が千キロ リットル以上 5 千キロリットル 未満のもの	1,180,000 円	
	危険物の貯蔵最大数量が 5 千キ ロリットル以上 1 万キロリット ル未満のもの	1,410,000 円	
	危険物の貯蔵最大数量が 1 万キ ロリットル以上 5 万キロリット ル未満のもの	1,590,000 円	
	危険物の貯蔵最大数量が 5 万キ ロリットル以上 10 万キロリット ル未満のもの	1,950,000 円	
	危険物の貯蔵最大数量が 10 万キ ロリットル以上 20 万キロリット ル未満のもの	2,270,000 円	
	危険物の貯蔵最大数量が 20 万キ ロリットル以上 30 万キロリット ル未満のもの	4,550,000 円	
	危険物の貯蔵最大数量が 30 万キ ロリットル以上 40 万キロリット ル未満のもの	5,820,000 円	
	危険物の貯蔵最大数量が 40 万キ ロリットル以上のもの	7,070,000 円	

	(6) 岩盤タンクに係る屋外タンク貯蔵所	危険物の貯蔵最大数量が 40 万キロリットル未満のもの	5,930,000 円	
		危険物の貯蔵最大数量が 40 万キロリットル以上 50 万キロリットル未満のもの	7,470,000 円	
		危険物の貯蔵最大数量が 50 万キロリットル以上のもの	10,900,000 円	
	(7) 屋内タンク貯蔵所		26,000 円	
	(8) 地下タンク貯蔵所	指定数量の倍数が 100 以下のもの	26,000 円	
		指定数量の倍数が 100 を超えるもの	39,000 円	
	(9) 簡易タンク貯蔵所		13,000 円	
	(10) 移動タンク貯蔵所((11)に規定する移動タンク貯蔵所を除く。)		26,000 円	
	(11) 積載式移動タンク貯蔵所又は航空機若しくは船舶の燃料タンクに直接給油するための給油設備を備えた移動タンク貯蔵所		39,000 円	
	(12) 屋外貯蔵所		13,000 円	
	3 法第 11 条第 1 項前段の規定に基づく取扱所の設置の許可の申請に対する審査	(1) 給油取扱所(屋内給油取扱所を除く。)		52,000 円
		(2) 屋内給油取扱所		66,000 円
(3) 第 1 種販売取扱所			26,000 円	
(4) 第 2 種販売取扱所			33,000 円	
(5) 移送取扱所		危険物を移送するための配管の延長(当該配管の起点又は終点が 2 以上ある場合には、任意の起点から任意の終点までの当該配管の延長のうち最大のもの。以下この項から(四)の項まで及び(七)の項において同じ。)が 15 キロメートル以下のもの(危険物を移送するための配管に係る		21,000 円

			最大常用圧力が 0.95 メガパスカル以上のものであって、かつ、危険物を移送するための配管の延長が 7 キロメートル以上のものを除く。)	
			危険物を移送するための配管に係る最大常用圧力が 0.95 メガパスカル以上であって、かつ、危険物を移送するための配管の延長が 7 キロメートル以上 15 キロメートル以下のもの	87,000 円
			危険物を移送するための配管の延長が 15 キロメートルを超えるもの	87,000 円に危険物を移送するための配管の延長が 15 キロメートル又は 15 キロメートルに満たない端数を増すごとに 22,000 円を加えた額
		(6) 一般取扱所	指定数量の倍数が 10 以下のもの	39,000 円
			指定数量の倍数が 10 を超え 50 以下のもの	52,000 円
			指定数量の倍数が 50 を超え 100 以下のもの	66,000 円
			指定数量の倍数が 100 を超え 200 以下のもの	77,000 円
			指定数量の倍数が 200 を超えるもの	92,000 円
(三)	1 法第 11 条第 1 項後段の規定に基づく製造所の位置、構造又は設備の変更の	(二)の項の 1 の製造所の各区分に応じ、それぞれ当該手数料の金額の 2 分の 1 に相当する金額		

許可の申請に対する審査	
2 法第 11 条第 1 項後段の規定に基づく貯蔵所の位置、構造又は設備の変更の許可の申請に対する審査	<p>(二)の項の 2 に掲げる貯蔵所の各区分(特定屋外タンク貯蔵所及び準特定屋外タンク貯蔵所(岩盤タンクに係る屋外タンク貯蔵所を除く。))にあっては、屋外貯蔵タンクのタンク本体並びに基礎及び地盤(地中タンク(規則第 4 条第 3 項第 4 号に規定する地中タンクをいう。))に係る特定屋外タンク貯蔵所及び準特定屋外タンク貯蔵所にあつてはタンク本体及び地盤、海上タンク(規則第 3 条第 2 項第 1 号に規定する海上タンクをいう。))に係る特定屋外タンク貯蔵所及び準特定屋外タンク貯蔵所にあつてはタンク本体及び定置設備(規則第 4 条第 3 項第 6 号の 2 に規定する定置設備をいう。)(定置設備の地盤を含む。))の変更以外の変更に係る変更の許可の申請に係る審査の場合、岩盤タンクに係る屋外タンク貯蔵所にあつては、岩盤タンクのタンク本体の変更以外の変更に係る変更の許可の申請に係る審査の場合、危険物の規制に関する政令等の一部を改正する政令(平成 6 年政令第 214 号。以下この項において「6 年政令」という。)附則第 7 項に規定する旧基準の特定屋外タンク貯蔵所(以下この項において「旧基準の特定屋外タンク貯蔵所」という。)にあっては、同項第 1 号及び第 2 号に掲げる旧基準の特定屋外タンク貯蔵所の区分に応じ、それぞれ同項第 1 号又は第 2 号に定める日(同項第 1 号及び第 2 号括弧書に掲げる旧基準の特定屋外タンク貯蔵所にあつては、当該旧基準の特定屋外タンク貯蔵所における危険物の貯蔵及び取扱いを再開する日の前日。これらの日前に当該旧基準の特定屋外タンク貯蔵所の構造及び設備が 6 年政令附則第 2 項第 1 号に規定する新基準(以下この項において「6 年新基準」という。)に適合することとなった場合にあっては、当該適合することとなった日)までに行われた変更の許可の申請(当該旧基準の特定屋外タンク貯蔵所の構造及び設備を 6 年新基準に適合させるためのもの、浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所の浮き屋根に係るもの並びに浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所の浮き蓋に係るものを除く。)に係る審査の場合又は危険物の規制に関する政令の一部を改正する政令(平成 11 年政令第 3 号。以下この項において「11 年政令」という。)附則第 2 項に規定する旧基準の準特定屋外タンク貯蔵所(同項第 1 号に掲げるものに限る。以下この項において「旧基準の準特定屋外タンク貯蔵所」という。)にあっては、同号に定める日(同項第 1 号括弧書に掲げる旧基準の</p>

		<p>準特定屋外タンク貯蔵所にあつては、当該旧基準の準特定屋外タンク貯蔵所における危険物の貯蔵及び取扱いを再開する日の前日。これらの日前に当該旧基準の準特定屋外タンク貯蔵所の構造及び設備が11年政令附則第2項に規定する新基準(以下この項において「11年新基準」という。)に適合することとなった場合にあつては、当該適合することとなった日までに行われた変更の許可の申請(当該旧基準の準特定屋外タンク貯蔵所の構造及び設備を11年新基準に適合させるためのものを除く。)に係る審査の場合には、(二)の項の2の(2)に掲げる屋外タンク貯蔵所の区分)に応じ、それぞれ当該手数料の金額の2分の1に相当する金額</p>	
	3 法第11条第1項後段の規定に基づく取扱所の位置、構造又は設備の変更の許可の申請に対する審査	(二)の項の3に掲げる取扱所の各区分に応じ、それぞれ当該手数料の金額の2分の1に相当する金額	
(四)	1 法第11条第5項の規定に基づく製造所の設置の許可に係る完成検査	(二)の項の1に掲げる製造所の各区分に応じ、それぞれ当該手数料の金額の2分の1に相当する金額	
	2 法第11条第5項の規定に基づく貯蔵所の設置の許可に係る完成検査	(1) 屋外タンク貯蔵所	(二)の項の2の(2)に掲げる屋外タンク貯蔵所の区分に応じ、それぞれ当該手数料の金額の2分の1に相当する金額
		(2) その他の貯蔵所	(二)の項の2に掲げる貯蔵所の各区分に応じ、それぞれ当該手数料の金額の2分の1に相当する金額
	3 法第11条第5項の規定に基づく取扱所の設置の許可に係る完成検査	(二)の項の3に掲げる取扱所の各区分に応じ、それぞれ当該手数料の金額の2分の1に相当する金額	
	4 法第11条第	(二)の項の1に掲げる製造所の各区分に応じ、それぞれ当該手数料	

	5 項の規定に基づく製造所の位置、構造又は設備の変更の許可に係る完成検査	の金額の4分の1に相当する金額									
	5 法第11条第5項の規定に基づく貯蔵所の位置、構造又は設備の変更の許可に係る完成検査	(1) 屋外タンク貯蔵所	(二)の項の2の(2)に掲げる屋外タンク貯蔵所の区分に応じ、それぞれ当該手数料の金額の4分の1に相当する金額								
		(2) その他の貯蔵所	(二)の項の2に掲げる貯蔵所の各区分に応じ、それぞれ当該手数料の金額の4分の1に相当する金額								
	6 法第11条第5項の規定に基づく取扱所の位置、構造又は設備の変更の許可に係る完成検査	(二)の項の3に掲げる取扱所の各区分に応じ、それぞれ当該手数料の金額の4分の1に相当する金額									
(五)	法第11条第5項ただし書の規定に基づく製造所、貯蔵所又は取扱所の仮使用の承認の申請に対する審査	5,400円									
(六)	1 法第11条の2第1項の規定に基づく製造所、貯蔵所又は取扱所の設置の許可に係る完成検査前検査	(1) 水張検査	<table border="1"> <tr> <td>容量1万リットル以下のタンク</td> <td>6,000円</td> </tr> <tr> <td>容量1万リットルを超え100万リットル以下のタンク</td> <td>11,000円</td> </tr> <tr> <td>容量100万リットルを超え200万リットル以下のタンク</td> <td>15,000円</td> </tr> <tr> <td>容量200万リットルを超えるタンク</td> <td>15,000円に100万リットル又は100万リットルに満たない端数を増すごとに</td> </tr> </table>	容量1万リットル以下のタンク	6,000円	容量1万リットルを超え100万リットル以下のタンク	11,000円	容量100万リットルを超え200万リットル以下のタンク	15,000円	容量200万リットルを超えるタンク	15,000円に100万リットル又は100万リットルに満たない端数を増すごとに
容量1万リットル以下のタンク	6,000円										
容量1万リットルを超え100万リットル以下のタンク	11,000円										
容量100万リットルを超え200万リットル以下のタンク	15,000円										
容量200万リットルを超えるタンク	15,000円に100万リットル又は100万リットルに満たない端数を増すごとに										

			4,400 円を加えた金額
(2) 水圧検査	容量 600 リットル以下のタンク	6,000 円	
	容量 600 リットルを超え 1 万リットル以下のタンク	11,000 円	
	容量 1 万リットルを超え 2 万リットル以下のタンク	15,000 円	
	容量 2 万リットルを超えるタンク	15,000 円に 1 万リットル又は 1 万リットルに満たない端数を増すごとに 4,400 円を加えた金額	
(3) 基礎・地盤検査	危険物の貯蔵最大数量が千キロリットル以上 5 千キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所	420,000 円	
	危険物の貯蔵最大数量が 5 千キロリットル以上 1 万キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所	560,000 円	
	危険物の貯蔵最大数量が 1 万キロリットル以上 5 万キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所	730,000 円	
	危険物の貯蔵最大数量が 5 万キロリットル以上 10 万キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所	960,000 円	
	危険物の貯蔵最大数量が 10 万キロリットル以上 20 万キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所	1,090,000 円	
	危険物の貯蔵最大数量が 20 万キロリットル以上 30 万キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所	1,660,000 円	
	危険物の貯蔵最大数量が 30 万キロリットル以上 40 万キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所	1,900,000 円	

		ル未満の特定屋外タンク貯蔵所	
		危険物の貯蔵最大数量が40万キロリットル以上の特定屋外タンク貯蔵所	2,120,000円
	(4) 溶接部検査	危険物の貯蔵最大数量が千キロリットル以上5千キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所	530,000円
		危険物の貯蔵最大数量が5千キロリットル以上1万キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所	680,000円
		危険物の貯蔵最大数量が1万キロリットル以上5万キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所	1,030,000円
		危険物の貯蔵最大数量が5万キロリットル以上10万キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所	1,410,000円
		危険物の貯蔵最大数量が10万キロリットル以上20万キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所	1,780,000円
		危険物の貯蔵最大数量が20万キロリットル以上30万キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所	3,430,000円
		危険物の貯蔵最大数量が30万キロリットル以上40万キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所	4,190,000円
		危険物の貯蔵最大数量が40万キロリットル以上の特定屋外タンク貯蔵所	4,800,000円
	(5) 岩盤タンク検査	危険物の貯蔵最大数量が40万キロリットル未満の屋外タンク貯蔵所	9,320,000円
		危険物の貯蔵最大数量が40万キロリットル以上50万キロリットル未満の屋外タンク貯蔵所	12,600,000円

			ル未満の屋外タンク貯蔵所	
			危険物の貯蔵最大数量が50万キ ロリットル以上の屋外タンク貯 蔵所	17,300,000円
2 法第11条の 2第1項の規定 に基づく製造 所、貯蔵所又は 取扱所の位置、 構造又は設備の 変更の許可に係 る完成検査前検 査	(1) 水張検査	この項の1の(1)に掲げるタンクの区分に応じ、そ れぞれ当該手数料の金額と同一の金額		
	(2) 水圧検査	この項の1の(2)に掲げるタンクの区分に応じ、そ れぞれ当該手数料の金額と同一の金額		
	(3) 基礎・地盤 検査	この項の1の(3)に掲げる特定屋外タンク貯蔵所 の区分に応じ、それぞれ当該手数料の金額の2分 の1に相当する金額		
	(4) 溶接部検査	この項の1の(4)に掲げる特定屋外タンク貯蔵所 の区分に応じ、それぞれ当該手数料の金額の2分 の1に相当する金額		
	(5) 岩盤タンク 検査	この項の1の(5)に掲げる屋外タンク貯蔵所の区 分に応じ、それぞれ当該手数料の金額の2分の1 に相当する金額		
(七) 法第14条の3第 1項又は第2項 の規定に基づく 特定屋外タンク 貯蔵所又は移送 取扱所の保安に 関する検査	(1) 特定屋外タ ンク貯蔵所(岩盤 タンクに係る屋 外タンク貯蔵所 を除く。)	危険物の貯蔵最大数量が千キロ リットル以上5千キロリットル 未満のもの		320,000円
		危険物の貯蔵最大数量が5千キ ロリットル以上1万キロリット ル未満のもの		460,000円
		危険物の貯蔵最大数量が1万キ ロリットル以上5万キロリット ル未満のもの		750,000円
		危険物の貯蔵最大数量が5万キ ロリットル以上10万キロリット ル未満のもの		1,020,000円
		危険物の貯蔵最大数量が10万キ ロリットル以上20万キロリット ル未満のもの		1,300,000円
		危険物の貯蔵最大数量が20万キ		3,150,000円

			ロリットル以上 30 万キロリットル未満のもの	
			危険物の貯蔵最大数量が 30 万キロリットル以上 40 万キロリットル未満のもの	3,870,000 円
			危険物の貯蔵最大数量が 40 万キロリットル以上のもの	4,460,000 円
	(2) 岩盤タンクに係る特定屋外タンク貯蔵所		危険物の貯蔵最大数量が千キロリットル以上 40 万キロリットル未満のもの	2,690,000 円
			危険物の貯蔵最大数量が 40 万キロリットル以上 50 万キロリットル未満のもの	3,230,000 円
			危険物の貯蔵最大数量が 50 万キロリットル以上のもの	4,830,000 円
	(3) 移送取扱所		危険物を移送するための配管に係る最大常用圧力が 0.95 メガパスカル以上であって、かつ、危険物を移送するための配管の延長が 7 キロメートル以上 15 キロメートル以下のもの	70,000 円
			危険物を移送するための配管の延長が 15 キロメートルを超えるもの	70,000 円に危険物を移送するための配管の延長が 15 キロメートル又は 15 キロメートルに満たない端数を増すごとに 17,000 円を加えた金額

別表第 2(第 2 条関係)

(平 12 条例 2・追加)

手数料を徴収する事務	区分	金額
石災法第 15 条第 2 項の規定に基づく特定防災施設等の検査	1 流出油等防止堤の検査	53,000 円にその延長 1 キロメートル又は 1 キロメートルに満たない端数を増すごとに 26,000 円を加えた金額
	2 消火栓を有し、かつ、貯水槽を有しない屋外給水施設(石油コンビナート等における特定防災施設等及び防災組織等に関する省令(昭和 51 年自治省令第 17 号)第 1 条に規定する消火用屋外給水施設をいう。以下同じ。)の検査	38,000 円に配管の延長 1 キロメートル又は 1 キロメートルに満たない端数を増すごとに 8,500 円を加えた金額
	3 貯水槽を有し、かつ、消火栓を有しない屋外給水施設の検査	22,000 円に貯水槽 1 基につき 4,500 円を加えた金額
	4 消火栓及び貯水槽を有する屋外給水施設の検査	46,000 円に配管の延長 1 キロメートル又は 1 キロメートルに満たない端数を増すごとに 8,500 円及び貯水槽 1 基につき 4,500 円を加えた金額

別表第 3(第 2 条関係)

(平 14 条例 2・全改)

手数料を徴収する事務	区分	金額
火薬類取締法施行令 (昭和 25 年政令第 323 号。以下「火取法施行 令」という。)第 16 条 第 1 項第 1 号の規定に 基づく火取法第 3 条に 規定する火薬類の製造 の許可の申請に対する 審査		220,000 円
火取法第 5 条の規定に 基づく火薬類の販売営 業の許可の申請に対す る審査	競技用紙雷管のみの販売営業の許可の申 請に係る審査	25,000 円
	その他の販売営業の許可の申請に係る審 査	110,000 円
火取法第 12 条第 1 項 の規定に基づく火薬庫 の設置、移転又はその 構造若しくは設備の変 更の許可の申請に対す る審査	火薬庫の設置又は移転の許可の申請に係 る審査	73,000 円
	火薬庫の構造又は設備の変更の許可の申 請に係る審査	8,300 円
火取法施行令第 16 条 第 1 項第 1 号の規定に 基づく火取法第 15 条 第 1 項又は第 2 項に規 定する火薬類の製造施 設の完成検査		41,000 円
火取法第 15 条第 1 項 又は第 2 項の規定に基 づく火薬庫の完成検査	設置又は移転の工事に係る完成検査	41,000 円
	構造又は設備の変更の工事に係る完成検 査	23,000 円
火取法第 17 条第 1 項 の規定に基づく火薬類 の譲渡しの許可の申請		1,200 円

に対する審査		
火取法第 17 条第 1 項の規定に基づく火薬類の譲受けの許可の申請に対する審査	火工品のみの譲受けの許可の申請に係る審査	2,400 円
火取法第 24 条第 1 項の規定に基づく火薬類の輸入の許可の申請に対する審査	その他の譲受けの許可の申請に係る審査	申請に係る火薬類(火工品を除く。)の数量が 25 キログラム以下の場合
		その他の場合
火取法第 25 条第 1 項の規定に基づく煙火の消費の許可の申請に対する審査		7,900 円
火取法施行令第 16 条第 1 項第 1 号の規定に基づく火取法第 35 条第 1 項に規定する特定施設に係る保安検査又は同項の規定に基づく火薬庫に係る保安検査		41,000 円

別表第 4(第 2 条関係)

(平 12 条例 2・追加)

手数料を徴収する事務	区分		金額
火災予防条例第 58 条の 2 の規定に基づく検査	水張検査	容量 1 万リットル以下のタンク	6,000 円
		容量 1 万リットルを超えるタンク	11,000 円
	水圧検査	容量 600 リットル以下のタンク	6,000 円
		容量 600 リットルを超えるタンク	11,000 円

別表第 5(第 2 条関係)

(平 12 条例 2・追加)

手数料を徴収する事務	区分	金額
消防事務に関する証明	火災、水災その他の災害に関する証明	無料
	ただし、自らの原因によるもの	1 枚につき 1,000 円
	救急搬送に関する証明	1 枚につき 1,000 円
	文書受理に関する証明	1 枚につき 1,000 円
	前記以外の証明	1 枚につき 1,000 円

別表第 6(第 2 条関係)

(平 28 条例 4・追加)

手数料を徴収する事務	区分	金額
行政不服審査法第 38 条第 1 項の規定に基づく交付	1 書面又は書類の写し	単色 1 枚につき 10 円 多色 1 枚につき 20 円
	2 電磁的記録に記録された事項を記載した書面	単色 1 枚につき 10 円 多色 1 枚につき 20 円

備考 交付する場合において、両面に複写又は出力された用紙は、片面を 1 枚として手数料の額を算定するものとする。